中国技管許　第 11104 号

許　　可　　書

株式会社I'sBrain

令和8年3月30日付の自動車の回送運行許可申請は、道路運送車両法第36条の2第1項の規定により、下記の条件を付して許可する。

記

1. 事業の種類

自動車の特定整備業

2. 有効期間

令和8年5月15日　から　令和10年2月15日

3. 許可に付す条件

(1) 道路運送車両法及び同法に基づく命令の規定を遵守して回送自動車を運行の用に供すること。
(2) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守し、管理責任者を選任し適切に管理すること。なお、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消し、廃止届出を行った場合は届出日）後6ヶ月間保管し、運輸支局長等の求めに応じて提示できるようにすること。
(3) 許可を受けた業（許可証に追加記載された回送目的に係る業を含む。）について、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は届出日）後6ヶ月間保管し、運輸支局長等の求めに応じて提示できるようにすること。
(4) 氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は管理責任者を変更した場合は、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出すること。
(5) 回送運行に関する業務について中国運輸局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年5月31日までに営業所を管轄する運輸支局等へ報告を行うこと。
(6) 許可の有効期間が満了した時又は許可を取り消されたときは、現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標（以下「交付を受けている回送運行許可証等」という。）の全部を、交付を受けている回送運行許可証等の返納命令を受けたときは、命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から5日以内にそれぞれ運輸支局長等に返納すること。

令 和 8 年 5 月 1 5 日

中国運輸局長　　金 子　修 久

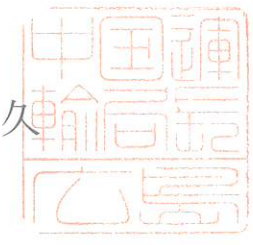

国土交通省